

## 国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

### ○指定口座を変更する場合の届け出のお願い

高額療養費などは、一度振込先の登録をすると情報が自動的に引き継がれ、その都度登録手続きをする必要はありません。

しかし近年、過去に登録した口座を変更（解約など）したにも関わらず、変更の届け出をしないことにより、振り込みができない場合があります。一度登録した口座を変更した場合は、必ず届け出るようお願いいたします。

### ○事故にあったとき（第三者行為による傷病届等について）

交通事故およびけんかなど、第三者の行為による負傷の治療を健康保険で受けた時には「第三者行為による傷病届」を提出してください。

### ○高額療養費上限額の変更について

平成30年8月から70歳以上のみなさんの高額療養費の上限額が変わります。

詳しい内容は下表をご覧ください。

#### <現行（平成30年7月診療分まで）>

区分	限度額 (世帯※1)	
	外来(個人)	
現役並み 〔課税所得145万円以上〕	57,600円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% <44,400円> ※2
一般 〔課税所得145万円未満〕	14,000円 〔年間上限14.4万円〕	57,600円 <44,400円> ※2
低所得Ⅱ 〔住民税非課税〕	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ 〔住民税非課税(所得が一定以下)〕		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 < > は、4回目の該当から負担額を抑える「多数回該当」



#### <平成30年8月診療分>

区分	限度額 (世帯※1)	
	外来(個人)	
現役並みⅢ 〔課税所得690万円以上〕		252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1% <140,100円> ※2
現役並みⅡ 〔課税所得380万円以上〕		167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1% <93,000円> ※2
現役並みⅠ 〔課税所得145万円以上〕		80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% <44,400円> ※2
一般 〔課税所得145万円未満〕	18,000円 〔年間上限14.4万円〕	57,600円 <44,400円> ※2
低所得Ⅱ 〔住民税非課税〕	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ 〔住民税非課税(所得が一定以下)〕		15,000円

【お問合せ】 住民福祉課 国保係 担当：金沢、税務係 担当：横浜  
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821